

令和8年度津奈木町奨学生募集要項

津奈木町は、向学心に富み、成績が優秀であって、経済的理由により修学困難な者に対し、その学資の一部を貸し付け、教育の機会均等をはかり将来有能な人材の育成に資することを目的に津奈木町奨学金貸付条例を制定しております。

津奈木町から学資の貸し付けを受ける学生・生徒を「奨学生」といい、その学資を「奨学金」といいます。奨学生は貸し付けを希望する者の中から選考のうえ採用されます。

1. 奨学生の心得

奨学生は、町が定める津奈木町奨学金貸付条例及び津奈木町奨学金貸付条例施行規則を守り、学校の指示に従うとともに奨学生として資質の維持向上に努める必要があります。

従って、学業成績が不振である、学校内外の規律を乱すなど、奨学生としての責務を怠り適当でないと認めた場合は、奨学金の交付を廃止する場合があります。

また、家計好転したときも同様に交付の廃止または辞退してもらう場合があります。学業成績不振により留年した場合、該当年への貸付は行いません。

2. 申請資格

申請資格は、本町に住所を有する者の子弟で高等学校、高等専門学校、大学又はこれらに準ずる学校に在学し、次に該当する者とします。

(1) 学業、人物ともに優秀、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者。

(2) 貸与した奨学金の返還が確実であると認められる者。

(税金等を滞納している世帯には、貸与できない場合があります。)

(3) 津奈木町奨学金以外の奨学金又はこれに類する金品の交付を受けていない者。

3. 奨学金額

貸与する奨学金の額は次のとおりです。

区 分	種 別	金 額
高等学校又はこれに準ずる学校	奨 学 金	月 額 15,000円以内
大学又はこれに準ずる学校	奨 学 金	月 額 50,000円以内
	入学準備金	入学した年 500,000円以内

※ 入学準備金は希望者のみです。ただし、奨学基金運用状況及び申請状況により調整を行うことがあります。

4. 交付する期間

奨学金を交付する期間は1年間です。

※継続希望者も毎年申請し、選考委員会に諮ります。

5. 申請書類

次の書類を教育委員会へ提出願います。

なお、新規申請の方は（新規）を、継続申請の方は（継続）の書類を提出してください。

- ① 津奈木町奨学生採用申請書＜様式第1号＞・・・《新規》
- ② 津奈木町奨学生採用申請書＜様式第2号＞・・・（継続）
- ③ 奨学生推薦書＜様式第3号＞・・・・・・・・・・・・《新規》
- ④ 合格通知書の写し、又は受験票の写し、又は受験料振込依頼書《新規》
- ⑤ 学業成績証明書・・・・・・・・・・・・・・・・《新規》（継続）
- ⑥ 健康診断書・・・・・・・・・・・・・・・・《新規》（継続）
- ⑦ 連帯債務者及び連帯保証人の所得証明書・・・・・・・・《新規》（継続）
- ⑧ 連帯債務者及び連帯保証人の印鑑証明書・・・・・・・・《新規》
- ⑨ 連帯債務者の住所付近見取図・・・・・・・・・・・・《新規》
- ⑩ 奨学生判定資料＜申請世帯用＞・・・・・・・・・・・・《新規》（継続）
- ⑪ 奨学生判定資料＜連帯保証人用＞・・・・・・・・・・・・《新規》（継続）

6. 申請書記入上の注意

申請書は選考上の大切な資料になりますので、注意事項をよく読んで記載漏れ等がないように注意してください。判断困難なもの、不備のある申請は選考から除外されることがあります。

また、記載内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合には、採用後においても採用取消となることがありますので正確に記入してください。

- (1) 「家族の状況」欄の氏名には、同居・別居を問わず同一世帯（本人も含む）で生計をともにする者について、全員記載してください。ただし、別居独立の生計を営む者の記載は必要ありませんが、援助送金を受けている場合は、その援助年額を本人の年収欄に（ ）書きで記入してください。
- (2) 「所得金額」欄は、給与所得については、収入総額（給与所得控除前の金額）を、給与所得以外の所得については、総所得金額（基礎控除等の「所得控除」を行う前の金額）を記入してください。
- (3) 連帯保証人は本町に在住し、かつ成年で独立の生計を営む者であって、前年度において市町村民税課税者で、いつでも本人又は連帯債務者と連絡ができる者。ただし、特別な事情があると認められる場合には、町外の居住者とする事ができる。また、前年度以前において税金等完納者であること。
- (4) 申請者本人、連帯債務者及び連帯保証人の氏名（署名欄）は必ず自署すること。

7. 申請期間

教育委員会への提出期間

~~【入学準備金を含む奨学金の3月貸付を希望される方】~~

~~令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）まで~~

~~※入学準備金の支払いは3月下旬の予定です。~~

【3月以降に奨学金の貸付を希望される方】

令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）まで

※入学準備金を必要とする方も受け付けます。ただし、支払いは6月中旬の予定です。

8. 奨学生選考

教育委員会では、申請書等の資料をもとに、申請者の学業成績、人物、健康状態、学資支弁の困難の程度などについて審査のうえ、奨学生選考委員会に諮り採用を決定します。

9. 採用可否の決定と通知方法

採用の決定は、選考基準に基づき選考委員会の選考を経て、町長が決定します。特に、家計については、認定総所得金額が収入基準を超えた場合には原則として採用になりません。

なお、教育委員会への採用可否についての問い合わせはご遠慮ください。

(1) 採用決定の通知は、入学準備金を含む貸付を希望する者は2月中旬、奨学金の貸付を希望する者は5月末を予定しています。

(2) 採用を決定したときは、奨学生採用通知書により本人に通知します。

10. 採用決定を受けたら

採用決定となった場合は、次の書類の提出が必要です。期限までに提出がない場合は、採用取消になる場合があります。

(1) 提出書類及び提出期限

① 誓約書

② 振込口座指定届書

※諸事情（正当な理由）により奨学生本人名義以外の口座への振込みを希望する場合は、別途委任状を必ず提出してください。

③ 在学証明書

提出期限 ~~【入学準備金を含む奨学金の貸付を希望される方】~~

~~令和8年3月2日（月）~~

~~※在学証明書については、令和8年4月30日（木）まで~~

【奨学金の貸付を希望される方】

令和8年6月5日（金）

11. 誓約書記入上の注意

奨学生に採用された場合には、奨学生本人及び連帯債務者として果たす責任と義務を履行することを誓約するために、誓約書を提出するものです。

(1) 連帯債務者は申請人が未成年の場合はその保護者、成年の場合は父母兄弟姉妹又はそれに代わる者。

(2) 奨学生及び連帯債務者の氏名（署名欄）は必ず本人が自署すること。

12. 奨学金の交付月

奨学金は、6月・9月・12月・3月に3ヶ月分をまとめて交付します。

入学準備金については~~3月もしくは~~6月に交付します。

奨学金の交付は、本人が指定する金融機関等の口座へ振込みます。

13. 借用証書の提出

次に該当する場合は、奨学生本人、連帯債務者及び連帯保証人が自署した奨学金借用証書の

提出が必要です。

※連帯債務者及び連帯保証人が使用する印鑑は、市町村に登録の印鑑（実印）を使用してください。また、印鑑登録証明書を必ず添付してください。（申請時に提出した印鑑証明書と変更がない場合は、提出不要です。）

- (1) 1年間分の奨学金の受領を終えたとき。
- (2) 奨学金の交付を辞退したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。

14. 異動の届出

奨学金又は連帯債務者は、次に該当する場合は、町長に届け出なければなりません。

（所定の様式がありますので教育委員会までご連絡ください。）

- (1) 卒業・休学・復学・転学・退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯債務者又は連帯保証人を変更すべき事由が生じたとき。
- (4) 本人又は、連帯債務者又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な変更があったとき。

15. 奨学金の返還・義務

奨学金は貸与であり、返還額が再び基金となり後輩に貸与されることとなります。

- (1) 奨学金には原則として利息は付きません。
- (2) 最終学校を卒業した月の6ヶ月後から15年以内にその金額を、年賦、半年賦、月賦により均等償還の方法で返還しなければなりません。
- (3) 最終学校を卒業したときは、卒業届と同時に奨学金返還計画書の提出が必要です。
- (4) 返還の方法は、指定の納入通知書を送付しますので、役場出納室でお支払ください。
- (5) 奨学金の交付を廃止したとき、又は正当な事由がなく返還を著しく怠ったときは、奨学金の返還又は繰上げ返還を命ずることがあります。
- (6) 貸与を受けた本人が返還しない場合には、連帯債務者又は連帯保証人に返還の請求をします。
- (7) 入学準備金を受領後、入学しなかった場合は、原則一括全額返還しなければなりません。
- (8) 卒業後本町に居住し、町税等の滞納がなく、本町に住民税を納付している場合、住民税相当額を免除することができます。

16. その他の注意事項

書類の不備がないように、この要項をよく読んでください。不明な点または疑問がある場合には、教育委員会へお問い合わせください。

なお、この要項は採用決定から交付、返還に至るまでの一連の注意事項を条例に基づいて要約、説明したものです。採用された方は、返還が終了するまで必ず保管してください。

条例等の変更があった場合は、その都度お知らせいたします。

問い合わせ及び各書類提出先

〒869-5603

熊本県葦北郡津奈木町大字岩城1588番地1

津奈木町教育委員会 学校教育班

TEL 0966-78-5400

FAX 0966-68-4945